

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる事業主体が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成22年10月19日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成22年11月1日から同月22日まで縦覧に供する。

平成22年10月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

事業主体	土地改良事業名	縦覧場所
天満池地区共同施行	単独県費補助土地改良事業 (ため池補修事業) 天満池地区	丸亀市都市経済部土地改良課
中股地区共同施行	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 中股地区	”